

**改正**

平成24年9月19日条例第16号

平成25年3月12日条例第9号

平内町障害者総合支援条例

(目的)

**第1条** この条例は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定める。

(地域生活支援事業)

**第2条** 町は、法第77条第1項の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) コミュニケーション支援事業
- (4) 日常生活用具給付等事業
- (5) 移動支援事業
- (6) 地域活動支援センター事業

2 町は、法第77条第3項の規定に基づき町長の判断により、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(対象者)

**第3条** 地域生活支援事業を利用できる者は、町内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは現在地。以下同じ。）を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障者法」という。）第4条に規定する身体障害者であって、身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 身障者法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは県から療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない者であって、早期の療育が必要と町長が判

断した者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（発達障害を含む。）

(4) 治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

2 前項に規定する者のほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町内にある者で、前項各号のいずれかに該当する者は、地域生活支援事業を利用することができる。

3 第1項及び前項に規定するもののほか、他の市町村の区域内に居住地がある者で、町長が特に認めたる者は第2条第1項第6号に規定する地域活動支援センター事業を利用することができる。

4 前項の規定を除き、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、地域生活支援事業を利用することができない。

（利用の申請及び決定）

**第4条** 地域生活支援事業（職親委託事業を除く。）の利用については、規則で定める申請によらなければならない。

（利用の変更）

**第5条** 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）又はその保護者は、現に受けている地域生活支援事業の種類、サービスの量その他規則で定める事項を変更する必要があるときは、町長に対し、当該利用決定の変更の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請により、必要があると認めるときは、利用決定の変更の決定を行うことができる。

（利用の取消し）

**第6条** 町長は、次の各号に掲げる場合には、利用決定を取り消すものとする。

(1) 利用者が地域生活支援事業を受ける必要がなくなつたと町長が認める場合

(2) 利用者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認める場合（住所地特例地が町内であるときを除く。）

(3) その他町長が別に定める場合

（利用の契約）

**第7条** 利用者又はその保護者は、地域活動支援センター事業（町が自ら又は委託によりサービス

を提供する場合に限る。) を利用しようとするときは、町又は委託サービス事業者と契約を締結するものとする。

(地域生活支援給付費の支給)

**第8条** 町長は、第2条第1項第4号の事業について、利用者が当該利用決定に基づく地域生活支援事業に係るサービスを受けたときは、当該利用者又はその保護者に対し、当該支援事業に要した費用の一部(以下「地域生活支援給付費」という。)を支給する。

2 前項に規定する地域生活支援給付費の額は、現に当該費用給付事業に係るサービスに要した費用の額にかかわらず、通常要する費用として町長が規則で定める基準により算定した費用の100分の90に相当する額とする。

3 前項の地域生活支援給付費は、当該利用者又はその保護者に支給すべき額の限度において、当該利用者又はその保護者に代わり、当該事業のサービスを提供した者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いをしたときは、当該利用者又はその保護者に対し地域生活支援給付費の支給をしたものとする。

(日常生活用具給付等事業に係る利用者負担上限)

**第9条** 前条第2項の規定のほか、利用者が同一の月に受けた日常生活用具給付等事業に係るサービスに要した費用の合計額から、前条第2項の規定により算定された当該同一の月における当該日常生活用具給付等事業に係る地域生活支援給付費の合計額を控除して得た額が、規則で定める額を超えるときは、当該同一の月における当該日常生活用具給付等事業に係る地域生活支援給付の額は、同項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え、100分の100に相当する額以下の範囲内において規則で定める額を支給することができる。

(不正利得の徴収)

**第10条** 町長は、偽りその他不正の手段により地域生活支援給付を受けた者があるときは、その者から、その地域生活支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収するものとする。

2 町長は、当該事業のサービスを提供した者が、偽りその他不正の行為により地域生活支援給付の支給を受けたときは、当該事業のサービスを提供した者に対し、その支払った額を返還させるものとする。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

**第12条** 利用者、利用者の保護者、利用者の配偶者若しくは利用者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が正当な理由なしに、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、5万円以下の過料に処する。

2 地域生活支援事業を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者が正当な理由なしに、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定により検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、5万円以下の過料に処する。

3 受給者証等の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し、5万円以下の過料に処する。

#### **附 則**

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

#### **附 則**（平成24年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

#### **附 則**（平成25年条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 改正

平成20年3月28日規則第12号

平成21年2月5日規則第2号

平成23年6月1日規則第12号

平成24年9月19日規則第16号

平成25年3月27日規則第10号

平成26年11月26日規則第6号

平成27年8月27日規則第21号

平成28年3月31日規則第4号

平成29年10月10日規則第14号

平成30年3月29日規則第7号

### 平内町障害者総合支援条例施行規則

#### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、平内町障害者総合支援条例（平成18年平内町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において使用する用語の例による。

(事業内容及び実施主体)

**第3条** 町は、条例第2条第1項に掲げる事業のほか、条例第2条第2項に規定する事業として次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 更生訓練費給付事業

- (3) 日中一時支援事業
- (4) 生活支援事業
- (5) 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業
- (6) 福祉ホーム運営事業補助事業

2 前項に掲げる事業の実施主体は、平内町とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託又は事業者が行う事業に対し補助することにより実施できるものとする。

3 町は、条例第2条に掲げる事業の実施に当たり、専門的な指導及び助言等を求める場として、地域自立支援協議会を設置する。

## 第2章 相談支援事業

(目的)

**第4条** 相談支援事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等又はその保護者等（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で当該障害者等を現に保護する者をいう。以下「保護者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び支援等を行うことを目的とする。

(事業内容)

**第5条** 町長は、一般的な相談支援として、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）並びに各種支援施策に関する助言及び指導等を行う。

2 町長は、相談支援機能を強化するために、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することができるものとする。

(対象者)

**第6条** 事業の対象者は、条例第3条の規定による障害者等又はその保護者等とする。

(費用の負担)

**第7条** 事業の利用に要する対象者の費用の負担は、無料とする。

(相談記録票の整備)

**第8条** 町長は、相談支援の状況等を明確にするため、相談記録票（第1号様式）を整備するものとする。

## 第3章 成年後見制度利用支援事業

(目的)

**第9条** 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められ

る知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

(事業内容)

**第10条** 成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する。

(対象者)

**第11条** 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

#### 第4章 コミュニケーション支援事業

(目的)

**第12条** コミュニケーション支援事業（以下この章において「事業」という。）は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に、手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の方法により、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化により、聴覚障害者等の生活上の利便を図り、もって聴覚障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第13条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障害者等 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害を有する者をいう。
- (2) 手話通訳者等 聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有し、聴覚障害者等に手話通訳及び要約筆記を行う者で第22条の登録を受けた者をいう。

(事業内容)

**第14条** 手話通訳者等の派遣は、聴覚障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 医療機関の受診、相談、又は健康診断を受ける場合
- (2) 官公庁、学校その他の公的機関に赴いて行う手続、相談又は事業に参加する場合

- (3) 就職面接、労働条件協議その他の就労に関する活動を行う場合
- (4) 聴覚障害者等のために実施される会議、研修会に参加する場合
- (5) 冠婚葬祭、自治会活動その他の地域活動に参加する場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、町長が必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、派遣の目的が次の各号のいずれかに該当する場合は手話通訳者等の派遣を行わないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる場合
- (2) 政治団体や宗教団体が行う場合  
(派遣地域)

**第15条** 手話通訳者等を派遣する地域は、町内及び近隣市町であって、前条第1項各号に掲げる場合の会場のみとする。ただし、町長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(対象者)

**第16条** 手話通訳者等の派遣を受けることができる者は、条例第3条の規定による障害者等のうち、手話通訳者等がいなければ、健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難な聴覚障害者等及び聴覚障害者を有する団体等とする。

(派遣の申請)

**第17条** 事業を利用しようとする障害者等又はその保護者等（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業サービス利用申請書（第2号様式）により町長に申請するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、ファクシミリ等により申請することができる。

(決定等)

**第18条** 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、担当する手話通訳者等を選定し、又はその内容を審査し却下するときは、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により手話通訳者等を選定したときは、地域生活支援事業サービス提供依頼書（第4号様式）により、当該手話通訳者等に手話通訳等の依頼を行うものとする。

(費用の負担)

**第19条** 事業の利用に要する申請者の費用の負担は、町長が別に定めるとおりとする。

(台帳の整備)

**第20条** 町長は、事業の利用状況を明確にするため、地域生活支援事業利用者台帳（第5号様式）を整備するものとする。

(請求及び支払)

**第21条** 手話通訳者等は、派遣された日の属する月の翌月10日までに当該月分の手話通訳等の活動内容及び請求額を手話通訳者等活動報告書兼請求書(第6号様式)に記載し、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の報告を受けた日の属する月の翌月末日までに、別に定めるところにより算定した賃金及び交通費等を手話通訳者等に支払うものとする。

(手話通訳者等の登録)

**第22条** 手話通訳者等の登録を希望する者は、手話通訳者等登録申請・辞退届書(第7号様式)により町長に申請するものとする。

2 町長は、前項に規定する申請を受理したときはその内容を審査し、登録の可否を手話通訳者等登録決定・却下通知書(第8号様式)により登録申請者に通知するものとする。

3 町長は前項の規定により登録申請者を手話通訳者等に登録することを決定したときは、手話通訳者等登録台帳(第9号様式)に登録するものとする。

4 手話通訳者等は、登録を辞退するときは手話通訳者等登録申請・辞退届書を町長に提出するものとする。

5 第3条第2項の規定により事業を委託又は事業者が行う事業に対し補助することにより実施するときは、第1項から第4項までの規定による手続き等を事業者の長が代わりに行うことができるものとする。

(手話通訳者等の責務)

**第23条** 手話通訳者等は、聴覚障害者等の人格を尊重するとともに、信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

2 手話通訳者等は、その活動に関して知り得た情報を正当な理由なく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 手話通訳者等は、手話通訳等に係る研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めるものとする。

(登録の取消)

**第24条** 町長は、手話通訳者等が業務上知り得た情報を申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供したとき、聴覚障害者等の人格を尊重せずその信条等によって差別的な扱いをしたとき又は虚偽の業務報告書を提出した時は、手話通訳者等の登録を取り消すことができる。

## 第5章 日常生活用具給付等事業

### 第1節 日常生活用具給付等事業

(目的)

**第25条** 日常生活用具給付等事業は、障害者等に対し、日常生活用具（以下この節において「用具」という。）を給付又は貸与（以下この節において「給付等」という。）することにより、障害者等の日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

**第26条** 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

- (1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる障害者等とする。また、身体の状態を勘案して町長が必要と認める場合に給付するものとする。ただし、難病等は身体障害者手帳の有無にかかわらず、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証により症状の確認を行うものとする。
- (2) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障害者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。
- (3) 既に給付を受けている用具と同一の用具を再給付する場合は、別表第1の「耐用年数」欄に掲げる年数を経過している場合に限り再給付を認めるものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(申請)

**第27条** 申請者は、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請するものとする。

(調査)

**第28条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、調査書（第10号様式）を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定等)

**第29条** 町長は、前条の調査により用具の給付又は貸与を決定又は却下したときは、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による決定の通知をする場合においては、日常生活用具給付（貸与）券（第11号様式。以下「給付券」という。）を添えて通知するものとする。
- 3 第1項の規定により用具の給付又は貸与の決定を通知したときは、地域生活支援事業サービス提供依頼書により、その給付又は貸与を行う納入業者（以下この節において「業者」という。）に用具の給付又は貸与を依頼するものとする。

(用具の給付)

**第30条** 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者(以下この節において「給付決定者」という。)は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

**第31条** 町長は、第29条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた者及び業者と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けさせるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに町長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

**第32条** 給付決定者又はこの者を扶養する者(以下この節において「納入義務者」という。)は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

(請求及び支払)

**第33条** 業者は、用具を給付したときは、給付券に必要事項を記載し町長に請求するものとする。

2 業者は、用具を貸与したときは、貸与した日の属する月の翌月10日までに当該月分の請求をするものとする。

3 町長は、業者から前2項の請求があったときは、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定による納入義務者が業者に支払うべき額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表第1の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(貸与の取消し)

**第34条** 町長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 町内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 障害者等でなくなったとき。
- (4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

**第35条** 第29条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

**第36条** 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

**第37条** 町長は、障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表第1の基準額(月額)の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2か月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。
- (4) 第32条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

**第38条** 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、地域生活支援事業利用者台帳を整備するものとする。

## 第2節 住宅改修費助成事業

(目的)

**第39条** 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害者等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付することにより地域における自立の支援を図ることを目的とする。

(対象者)

**第40条** 住宅改修費助成事業の対象者は、条例第3条に規定する障害者等で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する在宅の身体障害者であって障害程度等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者)及び難病等により下肢又は体幹機能に障害のある者であって、町長が給付を適切であると判断した者とする。ただし、介護保険法により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

(住宅改修費の範囲)

**第41条** 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及

び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

**第42条** 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する（概ね年間の半分を過ごす場合をいう。）住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状況等を勘案して町長が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

**第43条** 申請者は、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請しなければならない。

(調査)

**第44条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、調査書及び住宅改修施工前・後確認書（第12号様式）を作成し、住宅改修費の給付の要否を決定しなければならない。

(決定等)

**第45条** 町長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定又は却下したときは、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による決定の通知をする場合においては、給付券を添えて通知するものとする。
- 3 第1項の規定により住宅改修の給付の決定を通知し、かつ、その住宅改修を納入業者（以下この節において「業者」という。）が行うとき（以下この節において「業者改修」という。）は、業者に対し地域生活支援事業サービス提供依頼書により住宅改修の給付の依頼をするものとする。

(住宅改修費の給付)

**第46条** 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）で、かつ、業者改修を行う者は、業者に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

- 2 給付決定者が自己の責において住宅改修を行うとき（以下この節において「自己改修」という。）は、当該住宅改修に係る資材費の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

**第47条** 業者改修を行う給付決定者又はこの者を扶養する者は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 自己改修を行う給付決定又はこの者を扶養する者が支払うべき当該給付に要する費用の一部は償還払いとする。

3 第1項の規定による支払うべき額及び前項に規定する費用の一部は、別表第6の(3)及び(4)に定める額の範囲内とする。

(確認調査)

**第47条の2** 町長は、住宅改修を行う業者又は給付決定者が住宅改修をしたときは、必要な確認調査を行い住宅改修施工前・後確認書を作成するものとする。

(請求及び支払)

**第48条** 住宅改修を行う業者又は給付決定者が住宅改修をしたときは、地域生活支援事業給付(助成)金請求書(第13号様式)により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求のうち業者改修を行う業者から住宅改修の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条に規定する額を控除した額を支払うものとする。

3 町長は、第1項に規定する請求のうち自己改修を行う給付決定者から住宅改修の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条に規定する額を控除した額を支払うものとする。

4 第1項及び第2項の場合において、住宅改修費の給付に要した費用は20万円を範囲内とし、一対象者につき1回限りとする。

(費用の返還)

**第49条** 町長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修費の給付を受けた者がいるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

**第50条** 町長は、住宅改修費の給付の状況を明確にするため、地域生活支援事業利用者台帳を整備するものとする。

## 第6章 移動支援事業

(目的)

**第51条** 移動支援事業(以下この章において「事業」という。)は、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を

図ることを目的とする。

(事業内容)

**第52条** 町長は、移動に際し、個別に支援が必要な障害者等に対し移動支援を行うものとする。

(対象者)

**第53条** 事業の対象者は、条例第3条に規定する障害者等のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第2項の各号のいずれかの要件を満たす在宅の者とし、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると町長が認めた者とする。

(1) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、等級が1級、2級と判定された者

(2) 青森県愛護手帳（療育手帳）制度実施要綱（平成15年8月15日青障第585号青森県健康福祉部長通知）に基づく療育手帳の交付を受け、かつ、Aと判定された者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、等級が1級と判定された者

2 対象者の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 対象者の属する世帯が非課税世帯である場合

(2) その他町長が特に必要と認めた者

(登録業者)

**第53条の2** 町長は、対象者が事業を利用する業者（以下「登録業者」という。）を移動支援事業登録申請書（第14号様式）により登録させるものとする。

(申請)

**第54条** 申請者は、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請するものとする。

(調査)

**第54条の2** 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、調査書を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定及び交付)

**第55条** 町長は、前条の調査により事業の給付を決定又は却下したときは、地域生活支援事業サービス利用・却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、サービス利用の決定の通知を受けた者（以下この章において「決定者」という。）には、移動支援事業サービス利用券（第15号様式）を交付するものとする。

3 前項に規定する移動支援事業サービス利用券の交付は、1月当たり1枚を限度とし、申請日の属する月からその月の属する年度末までを対象とし、1枚当たり500円を限度とする。

(費用の請求及び支払)

**第56条** 登録業者は、決定者が事業を利用したときは、移動支援事業費支給申請書(請求書)(第16号様式)に当該月に要した費用額を証明する移動支援事業サービス利用券を付して、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、当該費用額を支払うものとする。

(台帳の整備)

**第57条** 町長は、事業の利用状況を明確にするため、地域生活支援事業利用者台帳を整備するものとする。

## 第7章 地域活動支援センター事業

(目的)

**第58条** 地域活動支援センター事業(以下この章において「事業」という。)は、障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

**第59条** 事業の対象者は、条例第3条の規定による障害者等とする。

(申請)

**第60条** 申請者は、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請するものとする。

(決定等)

**第61条** 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ決定又は却下し、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書により、申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

**第62条** 事業の利用に要する申請者の費用の負担は町長が別に定める。

(台帳の整備)

**第63条** 町長は、事業の利用状況を明確にするため、地域生活支援事業利用者台帳を整備するものとする。

## 第8章 訪問入浴サービス事業

(目的)

**第64条** 訪問入浴サービス事業（以下この章において「事業」という。）は、地域における身体障害者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

（定義）

**第65条** この章において「身体障害者」とは、居宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障害者及び身体障害児をいう。

（事業内容）

**第66条** 事業は、身体障害者の居宅を訪問して行い、その内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）入浴、清拭及び洗髪等
- （2） 血圧、脈拍及び体温等の測定による健康管理
- （3） 健康相談、助言指導及びその他必要な処置

（対象者）

**第67条** 事業の利用対象者は、条例第3条の規定による障害者等のうち、健康上入浴に支障がない在宅の身体障害者で、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない者とする。

（申請）

**第68条** 申請者は、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請するものとする。

（決定等）

**第69条** 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ決定又は却下し、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により訪問入浴サービスの給付の決定をし、かつ、事業を委託したときは、事業を受けた団体等（以下この節において「委託団体」という。）に対し地域生活支援事業サービス提供依頼書により、訪問入浴サービスの給付を依頼するものとする。

（支給基準及び費用の負担）

**第70条** 事業の利用に要する経費の基準額又は支給量若しくは支給期限は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、支給限度について町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- 2 利用者等は、事業を利用した場合、前項に規定する経費の基準額の1割の額（以下この章において「自己負担額」という。）を町長又は委託団体に支払うものとする。

（請求及び支払）

**第71条** 委託団体は、訪問入浴サービスを実施したときは地域生活支援事業委託料請求書（第17号様式）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、前条第1項に規定する基準額から自己負担額を控除した額を支払うものとする。

(台帳の整備)

**第72条** 町長は、事業の利用状況を明確にするため、地域生活支援事業利用者台帳を整備するものとする。

## 第9章 更生訓練費給付事業

(目的)

**第73条** 更生訓練費給付事業（以下この章において「事業」という。）は、別表第3に定める施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

**第74条** 事業の対象者は、法第19条第1項に規定する本町による支給決定障害者のうち、別表第3に定める施設に入所している者のうち更生訓練を受けている者とする。ただし、法に基づく定率負担に係る利用者負担額の生じない者に限る。

(申請)

**第75条** 申請者は、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請するものとする。

(決定等)

**第76条** 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ決定又は却下し、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書により、申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

**第77条** 前条の規定により支給の決定を受けた者は、更生訓練費の支給を受けたいときは地域生活支援事業給付（助成）金請求書により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、別表第3に定める支給基準額を超えない範囲で支払うものとする。

(支給基準)

**第78条** 更生訓練費の支給基準額、支給期限及び購入可能な物品については、別表第3に定めるとおりとする。

**第79条** 削除

## 第10章 日中一時支援事業

(目的)

**第80条** 日中一時支援事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者等の日中における

活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

**第81条** この章において、重症心身障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者手帳1級若しくは2級、愛護（療育）手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のうち2つ以上を所持する障害者等

(2) その他町長が日常生活状況等により、重症心身障害者等と判断する者

(対象者)

**第82条** 事業の対象者は、条例第3条の規定による障害者等で、原則として日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な者とする。

(申請)

**第83条** 申請者は、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請するものとする。

(決定等)

**第84条** 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ決定又は却下し、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により日中一時支援の給付の決定をし、かつ、事業を委託したときは、事業を受けた団体等（以下この章において「委託団体」という。）に対し、地域生活支援事業サービス提供依頼書により、日中一時支援の給付を依頼するものとする。

(支給基準及び費用の負担)

**第85条** 事業の利用に要する費用の基準額又は支給期間は、別表第4に定めるとおりとする。

2 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下この章において「支給決定者」という。）は、事業を利用した場合、前項に規定する費用の基準額の1割の額（以下この章において「自己負担額」という。）を町長又は委託団体に支払うものとする。

(請求及び支払)

**第86条** 委託団体は、日中一時支援を実施したときは平内町日中一時支援事業委託料請求書（第18号様式）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、前条に規定する基準額から自己負担額を控除した額を支払うものとする。

## 第11章 生活支援事業

(目的)

**第87条** 生活支援事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導及び本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

（事業内容）

**第88条** 町長は、本事業として、調理が困難な障害者等に対して定期的に居宅に訪問して栄養バランスの取れた食事を提供する配食サービスを行うものとする。

（対象者）

**第89条** 事業の対象者は、条例第3条の規定による障害者等で、在宅の者とする。

（申請）

**第90条** 申請者は、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請するものとする。

（決定等）

**第91条** 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ決定又は却下し、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により生活支援事業の給付の決定をし、かつ、事業を委託したときは、事業を受けた団体等（以下この章において「委託団体」という。）に対し、地域生活支援事業サービス提供依頼書により、生活支援の給付を依頼するものとする。

（支給基準及び費用の負担）

**第92条** 事業の利用に要する費用の基準額又は支給期間若しくは利用者負担額は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下この章において「支給決定者」という。）は、事業を利用した場合、前項に規定する利用者負担額を町長又は委託団体に支払うものとする。

（請求及び支払）

**第92条の2** 委託団体は、生活支援を実施したときは地域生活支援事業委託料請求書により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、前条に規定する基準額から利用者負担額を控除した額を支払うものとする。

（台帳の整備）

**第93条** 町長は、事業の利用状況を明確にするため、地域生活支援事業利用者台帳を整備するものとする。

## 第12章 自動車運転免許取得・改造費助成事業

## 第1節 障害者自動車運転免許取得費助成事業

(目的)

**第94条** 障害者自動車運転免許取得費助成事業は、障害者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車運転免許（以下この節において「自動車免許」という。）を取得するのに要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。

(対象者)

**第95条** 自動車運転免許取得費の助成を受けることができる者（以下この節において「対象者」という。）は、条例第3条の規定による障害者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 道路交通法第99条第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了し、かつ、自動車免許に係る運転免許証（以下この節において「免許証」という。）の交付を受けた者
- (2) 自動車免許の取得により、就労等社会参加が見込まれる者
- (3) 別表第6の(2)の規定に該当しない者

(助成金の額)

**第96条** 助成金の額は、自動車免許の取得に直接要した経費（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な経費をいう。）の3分の2に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額から別表第6の(1)に定める利用者負担額を差し引いた額とする。

(申請)

**第97条** 申請者は、免許証の交付を受けた日から起算して6か月以内に、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請しなければならない。

(調査)

**第97条の2** 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、調査書を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定等)

**第98条** 町長は、前条の調査により障害者自動車運転免許取得費助成事業の給付を決定又は却下したときは、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書により、申請者に通知するものとする。

(請求等)

**第99条** 前条の規定により支給決定の通知を受けた者は、通知を受取った後、速やかに地域生活支援事業給付（助成）金請求書を町長に提出し、助成金の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

**第100条** 町長は、決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳）

**第101条** 町長は、事業の利用状況を明確にするため、地域生活支援事業利用者台帳を整備するものとする。

## 第2節 身体障害者自動車改造費助成事業

（目的）

**第102条** 身体障害者自動車改造費助成事業は、身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労（以下この節において「就労等」という。）に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（対象者）

**第103条** 身体障害者自動車改造費の助成を受けることができる者（以下この節において「対象者」という。）は、条例第3条の規定による障害者のうち、身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- （1） 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより就労等社会参加が見込まれること。
- （2） 別表第6の（2）の規定に該当しない者

（助成金の額）

**第104条** 助成金の額は、自動車の操向装置（ハンドルをいう。）及び駆動装置（アクセル及びブレーキをいう。）等の改造に直接要する経費の額又は10万円のいずれか低い額から別表第6の（1）に規定する利用者負担額を差し引いた額とし、1車両1回限りとする。

（申請）

**第105条** 申請者は、自動車の改造前、又は改造を受けて当該費用を支払った日（領収証に基づく。）から起算して6か月以内に、地域生活支援事業サービス利用申請書により町長に申請しなければ

ならない。

(調査)

**第105条の2** 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、調査書を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定等)

**第106条** 町長は、前条の調査により身体障害者自動車改造費助成事業の給付を決定又は却下したときは、地域生活支援事業サービス利用決定・却下通知書により、申請者に通知するものとする。

(請求等)

**第107条** 前条の規定により支給決定の通知を受けた者は、通知を受け取り当該自動車の改造が完了したときは、速やかに地域生活支援事業給付（助成）金請求書に自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて町長に提出し、助成金の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

**第108条** 町長は、決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳)

**第109条** 町長は、事業の利用状況を明確にするため、地域生活支援事業利用者台帳を整備するものとする。

### 第13章 福祉ホーム運営事業補助事業

(目的)

**第110条** 福祉ホーム運営事業補助事業（以下この章において「事業」という。）は、現に住居を求めている障害者に対して、定額料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより法人が行う福祉ホーム運営事業について、その要する経費の一部を補助することにより、もって当該福祉ホームを利用する障害者の地域生活を支援することを目的とする。

(事業内容)

**第111条** 障害者等が当町以外の福祉ホームに入居する場合は、当該福祉ホーム所在地の市区町村が補助する福祉ホーム運営に必要な経費の一部を負担する。

(協定書の締結)

**第112条** 町長は、障害者等が当町以外の福祉ホームに入居する場合、当該福祉ホームの所在地の市区町村と協定を締結するものとする。

(負担金及び支払)

**第113条** 負担金の額及び支払については、前条に定める協定書によるものとする。

#### 第14章 雑則

(変更の届出)

**第114条** 第18条、第22条の2項、第29条、第45条、第55条、第61条、第69条、第76条、第84条、第91条、第98条又は第106条の規定により決定の通知を受けた者（以下この章において「決定者」という。）は、第17条、第22条1項、第27条、第43条、第54条、第60条、第68条、第75条、第83条、第90条、第97条又は第105条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、地域生活支援事業サービス利用（登録）変更届（第19号様式）を町長に提出するものとする。

(決定の取下げ)

**第115条** 第18条、第22条第2項、第29条、第45条、第55条、第61条、第69条、第76条、第84条、第91条、第98条又は第106条の規定により決定の通知を受けた者は、当該決定事項の内容を取り下げるときは地域生活支援事業利用取下げ届出書（第20号様式）により町長に届け出るものとする。

(決定の取消)

**第116条** 町長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第18条、第22条第2項、第29条、第45条、第55条、第61条、第69条、第76条、第84条、第91条、第98条又は第106条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 第16条、第22条第1項、第26条、第40条、第53条第1項及び第2項、第59条、第67条、第74条、第82条、第89条、第95条又は第103条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 町長は、前項の規定による決定の取消を行うときは、地域生活支援事業決定取消通知書（第21号様式）により利用者又はその家族等に通知するものとする。

(費用負担額の減免)

**第117条** 町長は、災害その他特別な事由があると認めるときは、第6条1項に掲げる事業のうち費用負担の生じる事業についてその費用負担を減額し、又は免除することができるものとする。

2 前項の規定による費用負担額の減免を受けようとする利用者は、地域生活支援事業費用負担減免申請書（第22号様式）を町長に提出するものとする。

- 3 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、地域生活支援事業費用負担減免決定（却下）通知書（第23号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補則）

**第118条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。ただし、第6条第1項、第7条及び第8条、第87条から第109条までの規定並びに第110条から第113条中「第89条」、「第90条」、「第91条」、「第95条」、「第97条」、「第98条」、「第103条」、「第105条」及び「第106条」に係る部分の規定については平成19年4月1日から施行する。

（平内町重度障害児及び知的障害者に対する日常生活用具の交付に関する規則の廃止）

- 2 平内町重度障害児及び知的障害者に対する日常生活用具の交付に関する規則（平成12年規則第8号）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行前において、この規則の規定による様式と異なる様式により、法附則第24条の規定により行われた支給決定の手續等の行為は、この規則の規定による様式により行われたものとみなす。
- 4 この規則の施行前にこの規則による廃止前の平内町重度障害児及び知的障害者に対する日常生活用具の交付に関する規則によりなされた処分、手續きその他の行為は、この規則施行後も、なおその効力を有する。

**附 則**（平成20年規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年規則第12号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

**附 則**（平成24年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**（平成25年規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年規則第21号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則**（平成28年規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**別表第1**

日常生活用具種目等一覧

区分	種目		対象者	性能等	基準額	耐用年数
給付	介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8
		訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200	8
		特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級以上（常時介護を要する者に限	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる	19,600	5

			る。)。機能をも有するもの。			
		特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級以上 (常時介護を要する者に限る。))。	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000	5
		入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。))。	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	5
		体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。))。	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5
		移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上。	介護者が障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4

自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする者。	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上。	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8
	手すり（便器につけた場合のみ）		*上記の便器に手すりを取り付ける場合に加算となる。	5,400	8
	頭部保護帽	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	36,750	3

			度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。身体障害者手帳を保持し、障害名が肢体不自由であるもの。			
		丁字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者。	障害者が容易に使用し得るもの。	3,000	3
		移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者。	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障害者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補</p>	60,000	8

			助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	特殊便器	上肢障害２級以上。	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
	火災警報器	障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500	8
	自動消火器	障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8
	電磁調理器	視覚障害２級以上（盲人のみの	視覚障害者が容易に使用し得る	41,000	6

			世帯及びこれに準ずる世帯)。	もの。		
		歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	7,000	10
		聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) で日常生活上必要と認められる世帯)。	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	10
在宅療養等支援用具		透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜透析法 (CAPD) による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	5
		ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者。	障害者が容易に利用し得るもの。	36,000	5
		電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる	障害者が容易に利用し得るもの。	56,400	5

			者。			
		動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500	5
		酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	障害者が容易に利用し得るもの。	17,000	10
		盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	9,000	5
		盲人用体重計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	98,800	5	
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上。	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器	100,000	6	

				又はアプリケーションソフト等で、障害者が容易に使用し得るもの。			
		点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であって、必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6	
		点字器	視覚障害2級以上であって、必要と認められる者。	標準型・携帯用問わず視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10,400	5	
		点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	63,100	5	
		視覚障害者ポータブルレコーダー	録音再生機	視覚障害2級以上。	音声等により操作ボタンが知覚	85,000	6
			再生専用機	又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式	35,000	6	

				により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。		
		視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚障害2級以上。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	100,000	6
		視覚障害者用拡大 読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。	画像入力装置を讀みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	198,000	8
	盲人用時 計	触読	視覚障害2級以上。触読、音声の判断は当該障	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10,300	10
		音声			13,300	10

			害者の利便性を考慮して、必要性の高い方を選択する。			
		聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの。	71,000	5
		聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	88,900	6
		人工喉頭	喉頭摘出者。	障害者が容易に	72,200	5

				使用し得るもの。		
排泄管理 支援用具	ストマ装 具	蓄尿袋	ぼうこう機能障 害によるストマ 造設者。	低刺激性の粘着 剤を使用した密 封型の収納袋で 尿処理用のキャ ップ付のものど する。ラテック ス製又はプラス チックフィルム 製。	(月額) 11,639	—
		蓄便袋	直腸機能障害に よるストマ造設 者。	低刺激性の粘着 剤を使用した密 封型又は下部開 放型の収納袋と する。ラテック ス製又はプラス チックフィルム 製。	(月額) 8,858	—
	紙おむつ等		次のいずれかに 該当し、紙おむ つ等又は収尿器 を必要とする 者。  (1) 治療によ って軽快の見 込みのないス トマ周辺の皮 膚の著しいび	紙おむつ、脱脂 綿、サラシ、ガ ーゼ、洗腸用具 等の衛生用品で 対象者又は介護 者が容易に使用 し得るもの。	(月額) 12,000	—

			<p>らん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない者。</p> <p>(2) 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者。</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便障害のある者。</p> <p>(4) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者。</p>			
		収尿器	※「紙おむつ等」と同条件とする。	障害者が容易に使用し得るもの。	8,500	2
貸与	情報・意思疎通支	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害	障害者が容易に使用し得るも	83,300	—

	援用具		者（原則として 2級以上）であ って、コミュニ ケーション、緊 急連絡等の手段 として必要性が あると認められ る者及びファッ クス被貸与者  （障害者のみの 世帯及びこれに 準ずる世帯）	の。		
		ファックス	聴覚又は音声機 能若しくは言語 機能障害3級以 上であって、コ ミュニケーショ ン、緊急連絡等 の手段として必 要性があると認 められる者（電 話によるコミュニ ケーション等 が困難な障害者 のみの世帯及び これに準ずる世 帯）。	障害者が容易に 使用し得るも の。	7,700	—
共同		視覚障害者用ワー プロ	視覚障害者	編集、校正機能 を持ち、日本点	1,030,000	—

				字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	
--	--	--	--	---	--

## 別表第2

### 訪問入浴サービス事業支給基準額

#### (1) 支給基準額

サービス内容	基準額
訪問入浴	12,500円
部分浴（清拭又は部分浴の場合）	8,750円

#### (2) 支給期限

決定の日からその日の属する年度の末日までとする。

#### (3) 支給限度

週1回を限度とする。

## 別表第3

### 更生訓練費支給基準

#### (1) 更生訓練費の支給対象となる施設

- ・身体障害者入所授産施設
- ・身体障害者入所更生施設
- ・就労移行支援事業及び自立訓練事業のうち指定旧法身体障害者入所授産施設、指定旧法身体障害者入所更生施設

#### (2) 更生訓練費の支給額

月額3,000円を上限とする。

#### (3) 更生訓練費の支給期限

- ・支給開始日が1月1日以降で6月30日以前の場合、支給開始日の属する年の6月30日まで。
- ・支給開始日7月1日以降で12月31日以前の場合、支給開始日の属する年の翌年の6月30日まで。

(4) 更生訓練費で支給対象となる購入物品

- ・文房具
- ・参考書
- ・問題集
- ・その他更生訓練に必要とされ、かつ、町長が必要と認めたもの

**別表第4**

日中一時支援事業支給基準額

(1) 支給基準額

サービス提供時間	障害者（児）	重症心身障害者（児）
4時間以内の支援	2,100円以内	3,570円以内
6時間以内の支援	3,150円以内	5,355円以内
6時間を超える支援	4,200円以内	7,140円以内

(2) 支給期限

決定の日からその日の属する年度の末日までとする。

(3) 支給量

週7日を限度とする。

**別表第5**

生活支援事業支給基準

(1) 支給基準額及び利用者負担額

	1食当たりの基準額	利用者負担額
主食及び副食の場合	750円以内	400円以内
副食のみの場合	700円以内	350円以内

※ 1食当たりの基準額が上記以外の時は、基準額から350円を控除した額を利用者負担とする。

(2) 支給期限

支給決定日から12か月の範囲内で6か月を限度とする。

(3) 支給量

1日2食（昼食、夕食）以内とする。

## 別表第6

自動車運転免許・自動車改造費助成事業

### (1) 利用者負担上限額

1 生活保護世帯	0円
2 市町村民税非課税世帯で対象者の年収が80万円以下（障害年金等含む）	0円
3 市町村民税非課税世帯で2以外	0円
4 市町村民税課税世帯	37,200円

### (2) 支給制限

本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合

日常生活用具給付等事業

### (3) 利用者負担上限額

1 生活保護世帯	0円
2 市町村民税非課税世帯で対象者の年収が80万円以下（障害年金等含む）	0円
3 市町村民税非課税世帯で2以外	0円
4 市町村民税課税世帯	37,200円

### (4) 支給制限

本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式

第8号様式

第9号様式

第10号様式

第11号様式

第12号様式

第13号様式

第14号様式

第15号様式

第16号様式

第17号様式

第18号様式

第19号様式

第20号様式

第21号様式

第22号様式

第23号様式

地域生活支援事業サービス利用申請書

障害者・児	フリガナ		性別	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
	氏名		男・女			
	個人番号					
	居住地	〒	電話番号			
利用者が18歳未満の場合	フリガナ		障害児との関係		/	
	保護者等氏名					
	個人番号					
	居住地	〒	電話番号			
障害者手帳関係	障害種別	身体・知的・精神	障害等級	級	手帳番号	

申請理由	
------	--

申請するサービスについて	サービスの種類(該当サービスを選択してください。)	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> コミュニケーション支援(手話通訳・要約筆記)	サービス利用日時・事業者名・用具の種目等
	<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付等(給付・貸与・共同・住宅改修)	
	<input type="checkbox"/> 移動支援	
	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター	
	<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス	備考
	<input type="checkbox"/> 更生訓練費給付	
	<input type="checkbox"/> 日中一時支援	
	<input type="checkbox"/> 生活支援(配食サービス→ご飯とおかず・おかずのみ)	
	<input type="checkbox"/> 自動車(運転免許取得・改造費)助成	
<input type="checkbox"/> その他特記事項等		

※日常生活用具給付等で住宅改修を申請する時は別紙、住宅改修設計書又はこれに準ずる書類を添付すること。振込先

口座振込依頼欄	銀行等名	支店等名	種目	1 普通	2 当座	3 その他
	金融機関コード	店舗コード		口座番号		
	フリガナ					
	口座名義人					

※住宅改修の自己改修申請者、更生訓練給付事業申請者、自動車運転免許取得・改造費助成事業申請者のみ記入  
私は、上記のとおり地域生活支援事業サービスの利用を申請します。

平内町長 殿 申請者氏名 印  
年 月 日

別紙

日常生活用具住宅改修設計書	
サービス利用者名	設計書作成者(会社名・住所・代表者(氏名)等)※工事業者の場合は会社印を押すこと
設計書作成日	
<p>※改修箇所と工法が具体的にわかるように記載してください。</p>	



※記載内容が上記様式内容と同様の内容が記載されている場合は別様式でも可とする。  
 ※工事箇所毎に施行前の写真を添付すること。(写真には説明を記載すること。例：手摺り取付箇所)

調 査 書

対象者	氏 名		性別		生年月日	年 月 日生
-----	-----	--	----	--	------	--------

世帯員の状況	氏 名	続柄	市町村民税均等割	市町村民税所得割	所得税	所得	収入

○移動支援事業

課税状況確認方法	<input type="checkbox"/> 公簿等により確認	<input type="checkbox"/> 上記調査内容により確認
世帯課税区分	<input type="checkbox"/> 非課税世帯	<input type="checkbox"/> 課税世帯

○日常生活用具給付事業、自動車運転免許・改造費助成事業

世帯区分及び上限額 ※日常生活用具給付事業については上限月額。自動車運転免許・改造費助成事業については自己負担額。	1 生活保護世帯	0円	
	2 市町村民税非課税世帯で対象者の年収が80万円以下(障害年金等含む)	0円	
	3 市町村民税非課税世帯で2以外	0円	
	4 市町村民税課税世帯	37,200円	
	5 世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者(公費負担対象外)の納税額が40万円以上		
給付種別 (事業区分・種目・型式等)	費用の予定額	利用者負担予定額	公費負担予定額
	円	円	円

○給付決定等

給付決定	・決定	・却下
特記事項 (却下理由)		

上記のとおり確認しました。  
年 月 日

調査員 役職名  
氏 名 印

○移動支援事業

年 月～ 年 月分まで「移動支援事業サービス利用券」12枚を  
確かに受領しました。

年 月 日 受領者 氏名 ㊞

